

# いわき市地域おこし協力隊（観光振興）募集要項

いわき市では、新たな商品開発やインバウンドの誘客などを含めた観光振興を目的として地域おこし協力隊を募集します。

※ 本募集要項のほか、隊員の要件などの詳細は、「いわき市地域おこし協力隊設置要綱」、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）をご参照ください。

## 1 いわき市の概要

いわき市は、福島県の東南端、茨城県に接する、広大な面積を持つ中核市です。太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖で過ごしやすい気候に恵まれています。東北地方に位置しますが、雪はほとんど降らず、マリンスポーツ、サイクリング、ゴルフなどのアクティビティを一年中楽しめます。

東京（JR上野駅）からいわき市までは、車の場合は約2時間、電車の場合はJR常磐線特急ひたちを利用すると約2時間15分でアクセスできます。

## 2 いわき市の観光の特徴

太平洋沿いに広がる美しい海岸線や豊かな温泉資源が特徴で、道後温泉、有馬温泉とともに「日本三古泉」の名湯として数えられる「いわき湯本温泉」は、豊富な湯量を誇り、泉質は珍しい混合泉で、保温効果や高血圧などに効くと言われています。

映画『フラガール』の舞台にもなった「スパリゾートハワイアンズ」は、この温泉を活用した温泉レジャー施設で、常夏ムード満点のプールや世界最大級の露天風呂「江戸情話 与市」などを満喫できるほか、フラガールやファイヤーナイフダンサーによるショーも鑑賞できます。

また、道の駅として登録された「道の駅いわき・ら・ら・ミュウ」や「アクアマリンふくしま」、大型商業施設が並ぶ小名浜港の親水空間では、「いわき花火大会」が開催され、花火と話題曲等をシンクロさせた創作花火で、まさに光と音の芸術です。音楽に合わせ約1万発の花火が次々に夜空に大輪の花を咲かせる光景は、訪れた観客を魅了します。

さらに、いわき市は豊かな自然環境にも恵まれ、登山やハイキング、サイクリング、ゴルフ、農産物の収穫、化石の発掘体験、フラダンス、サーフィン、海釣りなど、自然を満喫できるアクティビティが豊富で、楽しい体験プランも揃っています。

このほか、親潮と黒潮が交わる、いわき沿岸海域で獲れた魚介類は「常磐もの」と呼ばれ、特に市の魚であるメヒカリの唐揚げは絶品です。農産物では、豊富な日照時間と肥沃な大地を活かし、トマトや梨などの生産が盛んであり、一大産地となっているほか、人の温もりにあふれた工芸品なども充実しています。

## ○ 広域である市域に多種多様な施設が立地

アンモナイトセンター、道の駅よつくら港、ワンダーファーム、市立美術館、草野心平記念文学館、塩屋埼灯台、震災伝承みらい館、暮らしの伝承郷、白水阿弥陀堂、いわき湯本温泉郷、スパリゾートハワイアンズ、マリインタワー、石炭・化石館、いわきFCパーク、アクアマリンふくしま、勿来関文学歴史館、道の駅いわき・ら・ら・ミュウ、ヘレナリゾートなど多数

### 3 募集人員

地域おこし協力隊（観光振興） 1名

### 4 応募条件

#### (1) 応募資格

ア 応募時点で20歳以上の方

イ 3大都市圏をはじめとする都市地域（条件不利地域を除く）に住居を有している方で、採用後はいわき市に生活の拠点を移すとともに、住民票をいわき市に異動することができる方

※ 要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページで確認してください。

※ 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

ウ 任期満了後もいわき市に定住し、就業や起業する意思のある方

エ 基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPointなど）ができる方

オ 普通自動車免許を取得している方

カ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある法人・団体の構成員でない方

キ 業務の実施にあたり、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、適正な活動を行うことができる方

#### (2) 求める人物像

ア 行政や関係団体、地域住民らと信頼関係を築きながら、協働し合意形成を行うための折衝力・調整力をお持ちの方

イ SNS等を活用して、地域の魅力を発信できるスキルをお持ちの方

ウ 業務の遂行に必要なデータ・情報を収集し、収集したデータ・情報に基づき、課題解決のための施策を考え実行できる方

エ 地域おこし協力隊としての社会的使命感や責任感を持ち、法律や市の条例等を遵守し適切な事業運営・管理ができる方

オ 自ら地域社会に溶け込み、好奇心をもって、変化する環境や地域課題に柔軟に対応し、自らの能力を最大限発揮して、成果に結びつけることができる方

## 5 主な活動内容

いわき市の更なる観光振興を図るため、次のミッションに取り組んでいただきます。

### ミッション

**必須項目** 海産物の販売を手掛ける事業者や農産品生産者と協力した加工品、特産品などの商品開発・販路強化

#### (活動例)

- ・漁業を中心に市特産品や観光資源への理解を深め、強み弱みを把握
- ・テナントと協力した加工品・特産品などオリジナル商品の開発
- ・市内関係団体、関連施設との交流・連携
- ・市の観光及びグルメ等の情報発信 など

**提案項目** 地元事業者との連携によるオリジナル商品の開発・販路開拓

また、地元事業者及び市等と活動状況を共有していくため、次の活動を必須とします。

#### (1) 必須活動

- ア SNS等を活用したいわき市の魅力やイベント等の情報発信に関する活動
- イ 市が指定する、市や関係団体が主催する会議等への出席
- ウ 市や関係団体との定例ミーティング（1か月に1回以上）
- エ 市と関係団体への活動報告会（年に1回）

#### (2) 隊員としての活動内容を整理

提案項目の活動については、応募者からの提案をもとに、契約の締結までに改めて市や関係団体と協議のうえ、決定します。

#### (3) 【参考】卒隊後に想定される仕事

卒隊後に想定される仕事は以下のとおりです。

- 地域課題や地場商品の発展に向けた起業家、コンサルタントとして起業
- 観光関連産業等の事業者としての起業

## 6 任期

初年度は委託日から令和9年3月31日までの委託期間となります。翌年度からは年度毎に委託し、最大3年間の活動が可能となります。

ただし、不法行為や重大な契約不履行、公務を担う受託者としての信用失墜行為など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと市が判断した場合は、委託期間であっても委託契約を解除することがあります。

※ 翌年度以降については、予算成立が前提となります。

## 7 雇用形態

- (1) 市と委託契約後、個人事業主として活動いただきます。「いわき市地域おこし協力隊」として任命しますが、市との雇用契約はありません。
- (2) 市が委託する業務以外についての業務も、市が委託する業務に差し支えない範囲で副業可能とします。なお、副業する場合は、届出（P8参照）の提出が必要です。

## 8 活動条件

### (1) 活動拠点

株式会社いわき市観光物産センター（道の駅いわき・ら・ら・ミュウ内）

### (2) 活動時間

業務委託契約のため、具体的な活動時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。業務委託契約締結後、市と一緒に具体的な数値目標（短期、中長期）を設定した活動計画を作成し、これに基づいて必要な活動内容や日数、時間を市と調整した上で活動に着手していただくこととします。

また、市及び関係団体に対し日々のスケジュールを共有していただいた上で、活動した内容について、日報及び月次報告書を作成し、提出していただきます。

### (3) 報酬

月額291,600円

### (4) 活動経費

委託期間中、金1,500,000円/年を上限額として、活動経費支給基準表（P6、7参照）に基づき1月毎に支出した金額の実績によりお支払いします。

※ 7月1日から着任した場合であり、年度途中や月途中での着任の場合、金1,500,000円を月割又は日割で計算した金額となります。

※ 委託金額の総額が5,000,000円を超える場合、委託契約保証金（1割）の支払いが発生いたします。

### (5) 福利厚生

隊員と市の関係は、業務委託契約となります。このため、国民健康保険や年金等には各自で加入してください。

## 9 応募手続き

### (1) 応募受付期間

令和8年5月1日（金）から5月22日（金）午後5時まで

※ 下記「11 応募先（担当課）」宛へ電子メールでご提出ください。翌平日中に受付完了メールをこちらから送付します。受付完了メールが届かない場合には、必ず下記「11 応募先（担当課）」まで電話にてご連絡ください。

### (2) 提出書類

ア いわき市地域おこし協力隊（観光振興）応募用紙

イ 本要項「5 主な活動内容」の提案項目に関する企画提案書（様式の指定はあり

ませんが、A3用紙1枚にまとめること。)

※ 第2次選考において、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。

ウ 住民票（3か月以内に取得したもの。)

※ 応募時は、電子メールにてスキャンデータをご提出ください。

※ 第2次選考時には、原本をご持参ください。

エ 宣誓書

### (3) 選考方法

ア 第1次選考：【書類選考】

提出書類に基づき書類選考を実施し、選考の結果は文書（電子メール）で通知します。

※ 6月1日（月）までに通知が届かない場合は、下記「11 応募先（担当課）」までご連絡ください。

イ 第2次選考：【対面による面接及びプレゼンテーション審査】

第1次選考合格者を対象に面接を行います。日程は6月5日（金）を予定しています。

※ 詳細は第1次選考結果と併せてお知らせします。

※ 選考の結果は、文書（電子メール）で通知します。

### (4) その他

ア いわき市は広域で、公共交通機関の本数・路線が限られているため、自家用車の保有を推奨します。

イ 希望する方には、随時、電話や電子メール、Zoom等で事前相談を受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

ウ 面接会場までの交通費等は応募者の自己負担となります。（実施予定場所：いわき市役所もしくはいわき市文化センター）

エ 審査等の結果は公表しません。

## 10 契約締結日

令和8年7月1日以降 ※内定者との相談の上、決定します。

## 11 応募先（担当課）

いわき市観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係

電話：0246-22-7477 メールアドレス：kankoshinko@city.iwaki.lg.jp

【参考：活動経費支給基準表】

項目	対象経費	上限額	備考
住居費	・協力隊員の賃貸住宅の家賃や賃貸住宅に係る仲介、更新及び事務手数料	・家賃 45,000円/月	賃貸住宅に係る仲介、更新及び事務手数料は上限なし。
報償費	・外部の講師等に支払う謝金	・3,500円/時間	
	・外部の講師等に支払う交通費等の費用弁償		
燃料費	・活動に使用する車両のガソリン代や灯油代（勤務公署への通勤も含む。）	・自家用車の場合は上限37円/km	Google map等の距離が分かるものを添付するものとする。
旅費	出張、視察研修等参加のための交通費、宿泊費	・公共交通機関を利用する場合は、実際に掛かった費用。 ・自家用車の場合は燃料費の上限のとおりとする。 ・宿泊を要する場合は上限 12,000円/泊（市内除く）	目的地に到達するための通常とされる経路が2以上ある場合には、その経路のうち最短距離によるものとする。
消耗品費	事務用品、イベントや活動で使用する消耗品等	・10万円/個 未満	上限額以内でも、長期間にわたって使用されることが想定され耐久性がある物品は対象外とする。
賃貸借料	活動で必要とされる車両、機材等の賃貸借料	上限なし。	
広報費	・イベントやプロジェクトの告知用チラシ、ポスターの制作費用 ・ウェブサイト、SNSでの広告掲載費等	上限なし。	
使用料	・地域活性化イベント、ワークショップのための会場費 ・インターネットサービスを使用するためのサブ	上限なし。	

	スクリプション費 等		
通信運搬費	活動に必要な通信機器の料金、切手代 等	上限なし。	
研修費	・専門的なスキルアップを目的とした研修プログラムの受講費 ・セミナー、ワークショップ等の参加費	上限なし。	
修繕料	・活動に使用する機材の修理・修繕費用 等	上限なし。	
保険料	・活動中の事故や怪我をカバーする保険の加入料 ・活動に必要な機材の損害保険料 等	上限なし。	社会保険料は対象外とする。
その他	—	—	上記項目に当てはまらない活動に要する経費でいわき市が承認したもの

- ※ 「上限なし」とされている場合でも、請求される経費の所要額が市場の一般的な価格範囲内にあるか、及び地域おこし協力隊の活動実施に必要不可欠なものであるかどうかの精査を行うものとする。
- ※ 旅費、研修費を請求する際には、その詳細を記載した報告書を別途、市へ提出する必要がある。この報告書は任意の様式で構わないが、請求される費用の正当性を証明するため、必要な情報を包括的に含むものとする。

## 副業に関する届出

いわき市長 様

私 ○○○○ (氏名) は、以下のとおり、副業について届け出ます。

- 1 副業・兼業の形態： 雇用（事業所の名称等を2～5に記入）  
 非雇用（業務の内容： \_\_\_\_\_ )
- 2 事業所の名称：株式会社△△△  
事業所の住所：◆◆県◇◇市▲▲\*-\*-\*
- 3 2の事業所の事業内容：○○○○  
従事する業務内容：○○○○
- 4 労働契約締結日等：○年○月○日  
契約期間：期間の定めなし / 期間の定めあり（○年○月○日～○年○月○日）
- 5 所定労働時間等：（所定労働日） 月 火 水 木 金 土 日  
（所定労働時間） 1日○時間、週○時間  
（始業・終業時刻） 00：00～00：00  
（※上記の内容が記入されたカレンダーを別途添付するなどの方法も可。）
- 6 確認事項  
 上記1～5の事項に変更があった場合、速やかに届け出ます。また、これらの事項について、市からの求めがあった場合には、改めて届け出ます。